

○議長（中村 敦） 次は、質問順位6番、1つ、健全かつ安全な海水浴場を実現するための提案、2つ、教育現場の雇用の実態と平和教育について、3つ、下田港湾河口の不法係留船の撤去について。

以上3件について、12番 沢登英信議員。

〔12番 沢登英信議員登壇〕

○12番（沢登英信） 日本共産党の沢登英信でございます。議長の紹介順に、一般質問、趣旨質問をしてみたいと思います。

まず第一に、健全かつ安全な海水浴場を実現するための提案についてでございますが、御案内のように、7月中には広島で地震が、8月にはまた日向灘のほうで、そして8月の8日から15日までは、南海トラフ地震の注意をせよというようなことで、国がですね、指導をすると、こういう夏でございましたので、今日の伊豆新聞にありますように、海水浴のお客さんも大変、半分近くに削減をしていると、こういう状態の中で、海水浴場が健全かつ安全な海水浴場として運営されたのは、大変大切な事項となっているんじゃないかと思うわけでありまして。

白浜海水浴場につきまして、「違法営業を着実に改善、パトロールなど成果を示す」の表題で、市長は22日の定例記者会見で、背後に暴力団の存在があるとされ、違法営業が問題となっている白浜海水浴場について、着実に改善されているように感じると語られていることが報道されているわけでありまして。大変喜ばしいことではございますが、そこで、どのように改善をされたのか。市長の認識をまづもってお伺いをしたいと思うわけでありまして。

警備会社のボンズを雇い、その体制を作っているのに、なぜ今日の違法の営業が解決されていないのか。こういう観点が私はどうしても必要ではないかと思うわけでありまして。

ドルフィンやリバイバルがパラソルやサマーベッド等を浜辺に持ち込み、違法営業をしている実態は、残念ながら昨年と少しも変わっていないと、私は思うものでございます。

ぜひともお手元ですね、写真を見ていただければ分かるかと思いますが、これは浜地に持ち込むところの写真がドルフィン、あるいはリバイバルの車であります。

そしてその下のほうには、Rと書いてありますので、リバイバルのテントが掲げられですね、その下にボンボンベッドが置かれ、その先にはドルフィンの浮き輪が映っているという、こういう現状になっていようかと思うわけでありまして。

しかもこのそのはぐっていただきますと、公認という形で、SOMAがやっているこの営業所のすぐ側にですね、10メートルも離れていないようなところで営業活動をしているとい

う実態は、少しも変わっていないのではないかと思うわけであります。

そこで、ぜひともですね、Xデーを設けて、例えば海水浴期間の土曜日とか日曜日、あるいは8月1日から15日までは、パラソル等を持ち込ませないと、持ち込んだときには、その周辺で職員及び警察官、あるいはSOMAの方やボンズの人たちがコンビを、チームを作っていますね、8時から17時までの、5時までのですね、海水浴の時間帯は監視をしていると、そこで商売をさせないと、何のためにパトロールをするのかということですね、明確にしていくという形になれば、7つもあったですね、ものが、この2者に現在なっているわけですから、警察の協力も得てですね、商売をさせないと、持ち込ませないと、こういう強い姿勢が必要ではないかと思うわけです。

係長の皆さんが、ただ単にパトロールをしているということではなく、パトロールは何の目的のためにするのかと、そしてそれはどのように対処したらいいのかという、研修やですね、実態の訓練をなしに、事務職の職員が現場に出されても、なかなか大変だと、柏谷議員の指摘のような状態になってしまうと、こういうことであろうと思うわけであります。

したがって、その都度、指示書を発行をし、今年、何件の指示書を出したんでしょうか。その都度、違法であることを明確にしてですね、それを元に法的な措置を取っていくということが、私は必要であると思うわけであります。

業務妨害罪であるとか、妨害をしたり刑事訴訟をすることをですね、相手の会社、実際にやっている人たちは若者や大学生であったりするわけです。しかしその裏では、業者がちゃんとその人たちを雇って、違法なことをさせているわけですから、その中心的にさせているところをですね、刑事告訴をするという、こういう決意が、今、下田市長及び下田市の皆さんに、私は求められているのではないかと思うわけであります。

次に、本年の下田海水浴場における事故について、どういう事故があったのか、お尋ねをしたいと思います。

市長はパトロール中、アルコールは程々と言ってパトロールをされたそうなのですが、浜地の中でのアルコールの販売は中止をすべきではないでしょうか。浜を管理する人たちがですね、海水浴場は酒気を帯びて海に入ってはならないと、海水浴してはならないと、こういう規定が明確に書いてある中で、海水浴場を管理する団体が、浜の中でアルコール等を売るということは、不法業者がやっていることと、違法業者がやっていることと、何ら変わらない状態になっているわけであります。健全で安全な海水浴場をどう作っていくのかという、このテーマに、私は違反をしている行為ではないかと思うわけであります。

5点目としまして、今年SOMAが有料でビーチバレーのコートを貸し出したようであります。8月2日に「砂ビーチ」、砂と遊ぶというこの企画の中で、このビーチバレーボールっていうんでしょうか、そういうのが大変人気があったと。したがって、8月の9日だったですか、相談をして、SOMAさんと市の職員担当者等が相談をして、8月の20日から8月31日まで、有料で、このビーチバレーボールの施設を貸し出すと。暑い中ですね、熱中症等が注意しなきゃならない中で、しかも有料で貸し出すということは、私は浜地内での営業は、海水浴場の管理・運営上必要であると、これ以外はやってはいけないという海水浴場の規定に明確に違反をしていると、それをですね、ボードやテントの貸出しと同様に考えてですね、貸し出すというのは、ぜひとも改めていただきたい。しかもたまたまお客さんが少なかったから、このようなことができたということであって、やはり健全な海水浴場を運営するという精神に、私は違反をしていると思うものであります。

具体的には、海水浴場の利用ルールということを下田市では定めているわけであります。海水浴場条例に基づいて、具体的な禁止行為や、あるいはルールとして注意すべき行為ということが定められていると思います。

例えば、騒音、入れ墨、動物の放し飼い、ドローン、あるいは危険行為の中では、硬質なボールや用具を用いて周囲に危害を及ぼす遊び等をしてはならないと。パドル等のオールはですね、これはやってはいけないと、海水浴場の海でやってはいけないというような規定もあるわけであります。

こういうことに照らしても、当局のこのですね、バレーボールを追認するという姿勢は、私は大間違いだと思うわけであります。

次に、下田市夏期海岸対策協議会吉佐美支部の現状を、市長は御承知になっているのか、市当局の皆さんはどのようにお考えになっているのか、お尋ねをしたいと思うわけでありませう。

吉佐美区の夏期事業を担ってまいりました、吉佐美区営の入田浜売店は、このSさんによりまして、タコスやアルコールを売るスタンドバーとなっているわけであります。8時から5時までの海水浴場のための売店であったものですね、365日、もう朝から夕方9時や10時頃までもアルコール類を売るという、こういうお店に変化してきておりますので、地域の人たちが騒音の苦情の中で、警察官が呼ばれると、こういう事件も起きていようかと思うわけであります。

吉佐美大浜の食堂のこの売店棟、シャワー棟、コンテナ棟の簡易宿泊施設によります、土

地を、これは大浜のほうでございますが、令和4年7月1日から令和9年6月30日まで、いわゆる5年間、株式会社V社に賃貸借、並びに転賃貸借契約を令和4年7月1日に締結しているわけであります。

しかもこれらの行為につきまして、2度の吉佐美区総代会を開催するも、2度ともこの5年度決算、令和6年度予算とも否決されていると、したがって、現在、吉佐美区の区長さんは、この不在というのに近い状態になっていようかと思うわけであります。

私は区民の、あるいは市においても同様であります。公の財産として運営すべき区の運営上の規約に照らしても違法であると、こういうことがですね、区が貸付事業、不動産事業をやるなんてことは許されていないんだと、こういう意見がこの総代会の中で出されて、否決されているわけであります。

そして、こういう状態の中で、令和5年10月1日、賃貸借契約、先ほどの転貸借を含めた契約を賃貸借契約だけにして、土地の賃貸は外すという形にしまして、大浜は7月1日から8月31日までの1か月間だけ貸し出しますよと、こういうことに変えたわけでありますが、入田のほうは、1か月間だけではなくて、365日、5年間だと、こういう規定になっているわけであります。

こういう状態の中で、市と区との関係、区の問題ですよということの答えがあるかもしれませんが、どういう具合に、やはり行政区とですね、下田市の関係、あるいは夏期対との関係を整理をしていくべきなのかと、援助する課題、援助できる課題というのは、市のほうにないのかという点について、お尋ねをしたいと思うものでございます。

それから、写真にございます板見区のこの浚渫した砂、あるいはこの大浜のこの写真が出ておりますが、大浜の浜の現状をですね、大きく変えているという現状が、その写真にあるかと思えます。そこに浜のですね、草花が自生しているところがですね、台風等でごみが出たということで、ブルトーを恐らく入れたのではないかと思います。大変、変形がされていると。そして板見港、あるいは田牛の港もそうですが、砂が波の力によって港湾内に入ってしまうと、したがって浚渫をすると、その浚渫した砂浜はですね、やはりまた海に戻しておかないと、海の形状が変わると、浸食がより一層激しくなるということになるかと思うわけであります。

板見港の砂等は、須崎の廃棄さんの産廃捨場に、その砂が捨てられるという、こういう現状はですね、改めなければ、私はならないのではないかと思いますし、大変海を大切にす、海水浴場を大切にす、白い砂浜をどう守るかという、こういう観点が、やはり海水浴場の

保全のためには私は必要ではないかと思うところでございます。

次に、教育現場の実態と平和教育について、お尋ねをしたいと思います。

教員不足が報道されておりますが、下田市の小・中学校の実態はどうなっているのか、まずお尋ねをしたいと思います。

担任が配置できない、他の教科担当者を配置せざるを得ない、産休代替教師の確保はどうされているのかと、教員不足を校内職員で回さざるを得ないような、こういう実態があることが新聞等で報道されているわけですが、下田市の実態はどうかということをお尋ねしたいと思います。

さらに、教員の長時間労働など、職場環境の改善のために、今、何をなすべきかと。先ほど部の活動についてのお話もございましたが、職員の職務は部活だけではございません。大変大きな多岐にわたっていかんかと思うわけであります。

教員をまず増やす努力や、少人数学級のメリットを活用するなど、また一方では、子供たち、あるいは学校間の競争をさせるなど、それらの施策を中止、縮小をする。学力テストや教員評価などの見直しをきっちりとしていくと、評価すべきかどうかということも、今の基準です、やることは私はどうかという具合に考えているところでございます。

さらに下田市は、平成21年、平和都市宣言をしているところでございますが、この宣言に基づいて、市内小・中学校における平和教育はどのように進められてきたのか、あるいは全く進められてこなかったのか、お尋ねをしたいと思います。

平成7年が終戦50年で、下田市は終戦50年の記念誌、「海鳴り」一昭和の戦争と下田一を発行しました。80人近くの方が昭和の戦争とは何であったのか、生の声がつづられている、こういう書籍を発行をしたところでございます。

令和7年、来年はですね、終戦80年の年でございます。平和のための行事が、今日、求められていると思いますが、市長の所見をまずお尋ねをしたいと思います。

次に、3点目の下田港湾河口の不法係留の撤去についてをお尋ねをいたします。

私は、今年の6月の定例会での一般質問で、このことを取り上げさせていただき、質問をいたしました。

その後、どのように県や国に下田市として働きかけてこられたのか、まずもってお尋ねをしたいと思います。

そして、この件は、令和4年9月定例会で、当時の佐々木清和議員が南海トラフ地震についてという大きなテーマの中の一つとして、下田港湾における放置されている廃船の処理に

ついてを質問をしているところでございます。

令和4年のこの4年度中には、沈船の処理が行われると、この沈船、8隻のうちの2隻がですね、沈んでいるわけでございますが、写真を見ていただきたいと思います。それでまた6月に質問したときの写真も併せて出していただけるとありがたいと思いますが、この下田港湾河口のですね、この沈船については、令和4年度中に処置がされるという答弁を、今の建設課長がされているわけでありましたが、実態は御覧のとおり、何ら沈船のままであるという実態になっているわけでありまして。

したがって、これは南海トラフの地震や東海地震や津波が来たときに、大きな被害を旧町あるいは下田橋や人形橋ですか。そういう橋を含めて、壊してしまうというような大惨事を引き起こすということが、他の地区の地震の実態から見ればですね、私は言えようかと思えますので、早急にその体勢を取ってですね、国や県にぜひとも働きかけていただきたいと思うところでございます。

以上、趣旨質問といたします。

○議長（中村 敦） 質問者にお尋ねいたします。

ここで休憩したいと思いますですが、よろしいでしょうか。

1時まで休憩します。

午前11時49分休憩

---

午後1時3分再開

○議長（中村 敦） では、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

質問順位6番、沢登英信議員の趣旨質問が終わっておりますので、これに対する当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（松木正一郎） 私からは、1番の海水浴場の件と、それから、2番の教育現場云々について、一言ずつコメントさせていただきます。

昨日の議会でも、この白浜の海水浴場の件については議論がございました。ですから、ここであえて同じことを繰り返すつもりはありません。ですので、細かいことについては、後ほど担当課長から申し上げますが、私からは1点申し上げたいことがございます。

議員は現場に行こうとして写真を撮られて、そういう労を執られたということで、あり

がとうございます。私たちもパトロールに行っておりまして、特に担当者たちは、毎日毎日真っ黒に日焼けする、しながらですね、こうした業者と向き合ってきました。

それについては、柏谷議員が昨日の御質問の中で、どんなに大変なことか分かっているのかという、そういう厳しいことを私たちに言ってくださいました。

20年以上も改善されなかったこの難しい課題に、私たちはチャレンジをしている。市役所だけでなく、地域のSOMAの方々とか、いろいろな方々の苦勞、この御苦勞が積み重なって、ようやく改善が見られるようになった。そのように報じられているし、実際に私たちは感じていると、具体的には、誰々が言った、どここの人も言っていたっていうことを申しました。

浜地を歩けば、それは実感できるはずです。

ぜひ、こうした方々のこれまでの御勞苦に対してですね、一定の敬意を、議員も持っていたきたいと、私は切にお願いをいたします。

警察も真剣に参画してくれています。法的措置の実施についても、警察と協議をしています。この法的措置が実効的に難しいことは、議員も御承知のとおりだと思います。

一例を挙げれば、一組の清掃組合の議会で、一時その議会の妨害する行為があったとき、警察がそこにまいりましたが、実効的には動かすことができなかった。こうしたことも御承知だと思います。

2点目、教育現場における平和教育について申し上げたいと思います。と申しますのは、下田市はグローバルCITYを標榜しています。

このグローバルCITYというのは、地球という、そのグローブの上に乗っている私たちが、そういった広い視野を持つと、そういうことです。

黒船祭という、太平洋戦争で敵、味方で殺し合いを行った、私たち日米が、今、一緒に平和のパレードをしているわけです。

あるいはニューポートにも、中学生ですとか高校生が行ってくれています。言うまでもなく、この町にゆかりのある、ペリー提督の生まれた町であり、そこに子供たちが行くことが、今後の下田の国際化にどんな役に立つかというふうなことで実施をしています。

地元のこともよく考え、地元に対しても誇りを持ちながら、世界のことを考える。議員がおっしゃっているのは国際平和ということだと思いますけれども、国際平和も含めて、世界のことを考えると。

ロシア、ウクライナの戦闘状態だとか、イスラエルのガザ地区に対する攻撃、いわゆるパ

レスチナ問題。それから中国だとか北朝鮮という、アジアエリアにおける緊張関係、こうしたことも、やはり子供のうちから考えてもらいたいというふうに、私は強く願ひまして、ニューポート市と一緒にいった子供たちに、何をしゃべる、英語でしゃべるっていうことは、私は大して大事にしていない。何をしゃべるか、何をあなたたちは聞こうと思うのか、何を私たちのメッセージとして向こうに伝えたいのか、それを考えてから行こうと、こういうふうをお願いをしたわけでございます。

平和についても、今、まさに世界が不安定な中、私たち下田市として、教育の中にしっかりと取り組んでいくべきだというふうに考えております。これをグローバルCITYの中に取り込んで、かなうならば170周年の今年、最後には子供たちによるシンポジウムをできたというふうに、私は今のところ企画段階ですけども、考えておひまして、そういうところで、今、後ろに座っていらっしゃるような若い人たちが、そこで未来に向けた提案だとかをしてくれることを望んでいるものでございます。

私からは以上でございます。

○議長（中村 敦） 教育長。

○教育長（山田貞己） 私からはですね、教員不足のことについて、それから職場環境の改善、少人数を生かした学校の取組、学力テスト、学力・学習状況調査のことだと思うんですが、さらに、職員の人事評価、それと平和教育、順を追ってちょっとお時間をいただきたいというふうに思います。

まず、教員不足の件ですが、下田市の実態についてお話し申し上げます。

今、下田市においては、担任を配置できていないという状況や、他の教科担当を配置せざるを得ないという状況はございません。教員の定数に対して、県からの加配や、あるいは複式学級に対する加配などによって、児童・生徒の学びが充実するように配置をしております。

産育休代替につきましては、賀茂地区内だけでも11名ほど対象者がおります。下田市内については、教諭と事務職員合わせて4人、現在いらっしゃるわけですが、この産育休代替の対応については、下田市だけではなくて、そもそも人事案件については、賀茂地区全体として情報を共有しながら、代替教員を配置できるようにしております。

また、空き時間が少ない、多い、それぞれ教科とか、あるいは講習によって、時間数、持ち時間数、個人によって違ってきますが、各校で教務主任、それから管理職を含めて、時間割等を工夫して、教材研究、事務作業ができる時間を生み出しておりますので、その辺は心配ないところでございます。



それから、関連するかもしれませんが、職場環境の改善といたしまして、下田市の現状としましては、小・中学校とも業務改善に対する意識は、このところ高く持っておりまして、先ほどのサーフィン部の顧問のお話もありましたけれども、定時退庁日、各学校です、定時退庁日等の徹底、それから業務の分散、お互いの業務の支援体制を整えて軽減を図るなど、長時間勤務が今後もさらに改善されるように取組を進めているところでございます。

教育委員会においても、補正予算に計上させていただいておりますが、下田中学校に運用方法の検証も兼ねて、電話交換機の改修により、時間外応答機能を追加して、時間外勤務の削減に向けた取組を進めてまいります。この電話対応が全てにつながるとは思いませんけれども、少しずつ進めているところでございます。

昨年度から今年度にかけて、小・中学校でスタートしていますコミュニティスクールの取組がございまして、これについても、教職員の業務上の負担軽減につながっており、地域の学校への支援体制も少しずつ構築されていると受け止めております。

また、下田市単独の複式学級解消の加配、あるいは支援員の配置等も、児童・生徒の学力向上や教育活動の充実に効果を発揮しており、教職員の負担軽減にもつながっていると捉えています。

現場からも要望も多くありますけれども、各学校には、限られた予算の中でのできる限りの支援をさせていただいているところでございます。

少人数を生かした各校の取組につきましては、他学年との交流ですとか、近隣小学校との交流、小学校同士の交流、地の利を生かした、得た、豊かで幅広い校内外体験活動です、そのメリットを生かして、教育活動を進めておるところでございます。

小規模校は、児童・生徒と教員間の信頼関係をベースにして、真の意味で、一人一人と向き合う教育活動ができるのが強みで、その積み上げられたスキルというのは、大きな規模の学校、中学校や高校、社会に出ても生かされるというふうに思っております。

下田の場合は、中学校になれば、ある程度の集団に溶け込める環境が待っています。そこまでに小学校の工夫で出したような考え方ですとか、あるいは人に触れる、伝え方、聞き方、接し方を体験することで、受容力をつけておく必要があるというふうに思っています。

市内の各小学校は、それぞれ工夫を凝らして実践しております。地域との連携は、小規模校ゆえに、逆にやりやすい。小規模校の魅力でもあります、子供の自己肯定感を高める意義からも、さらに進めていくことは意義あることだというふうに捉えています。

全国学力・学習状況調査について、この調査については、学力・学習状況調査ということ

で、学力だけの調査ではありません。競うことが目的ではなくて、一人一人の学力の強み、あるいは弱み、弱点を知るためのものであって、教師にとって、一人一人の学習の状況、生活状況も含めて把握して、授業改善ですとか、校内研修に生かす、それぞれに応じた指導に役立てるものとして、分析を重ねて、毎年取り組んでいるものでございます。学習習慣や、生活習慣の改善に向けた取組にもつないでおります。

人事評価につきましては、これも取り扱われた当初は、教職員にはこれはなじまないということで、大変話題になったことですが、今、教職員一人一人が職務上の目標を明確にして、その達成に向けて主体的に取り組むこと、またその取組に対しての、評価者からの助言等を通して、教職員一人一人の資質、能力や意欲の向上を目指すものでございます。

教職員が目標達成に向けて積極的な姿勢を持つことで、学校組織の活性化、それからその学校組織の構築につながって、充実した教育活動へ広がっていくべきものとして、今後も効果的に生かしていきたいと思っているところでございます。

平和教育につきましては、先ほど、市長のほうからグローバルCITYプロジェクトのお話がありましたけれども、この平和教育に特化したものを、総合的な学習の時間の中で取り入れたりするような活動もありますが、児童・生徒が授業ですとか、校内外活動の中で、このことに関連した、例えば、小説・詩などの文学作品ですとか、体験記などの読み物に触れる、また、関連した施設等を訪れる、体験するなど、各学校で日常的に行われているものです。一時的に行うべきものではないと、たまたまその通過点の中で、この市の取組のグローバルCITYプロジェクトがありますので、それにはいろいろ賛同させていただくということがございますけれども、日常的に行われているものであります。

昨年度から今年にかけて、市内ボランティアの方々に、下田市内の空襲時の当時の様子を、惨状ですとか、悲惨な様子などを、小・中学生に語っていただいたという取組もあったりしました。それも一部、ごく一部の活動として、人権教育にも各学校は力を入れていることに加えて、道徳科ですとか、学級活動、それから社会科の授業はもちろんですが、教育活動全体を通して、平和教育というのは行われるものとして、認識して、各校、計画的にこれは取り組んでいるところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（中村 敦） 観光交流課長。

○観光交流課長（田中秀志） それでは、私からは、健全かつ安全な海水浴場を実現するための提案から、パトロールなどの取組の成果について、条例違反事業者のパラソルやサマーベ

ッド等の浜地への持込みに対する御提案について、本年の海水浴場における事故について、浜地内のアルコール販売について、夏期対原田支部、SOMAのビーチバレーコート貸出しについて、吉佐美区の建物貸借契約等について、順次お答えさせていただきます。

1点目です。パトロールなどの取組の成果につきまして、今夏の取組といたしましては、警察署をはじめとする関係機関と連携を図り、パトロールの実施、防犯カメラの設置、特殊警備員の配置等を行いました。

また、浜地内での営業行為につきましては、夏期対原田支部、SOMAの取組に加え、条例違反事業者への個別の中止指示等により、条例違反営業が減少しております。

さらに、入れ墨の露出や騒音問題等についても減少が見られております。

こういった状況につきまして、警察、また地元の伊豆白浜観光協会、地元区ですとか、夏期対の原田支部、また周辺店舗のですね、コンビニですとか、そういったところ、関係各所から、家族連れなどが増えたという声を多数いただいております、安心して利用できる海水浴場として、着実に改善されていると感じております。

続きまして、条例違反事業者のパラソルやサマーベッド等の持込みに対する御提案につきましては、今夏におきましては、通常のパトロールに加え、観光交流課職員が海水浴客の多い時間帯を中心に、条例違反事業者営業の規制のため、現地で業務に当たっております。

指示書の発出は行っておりませんが、こういった成果もありまして、着実に抑止効果は上がったというふうに考えてございます。

御提案の方法につきましては、今、申し上げたとおり、今夏の職員における現地対応の成果を見ましても、効果があるというふうに考えておりますので、ただし、警察をはじめとする、各関係機関の協力が不可欠となることとなりますので、今夏の反省等を含めまして、対応を協議してまいりたいと考えております。

続きまして、本年の海水浴場における事故につきまして。現在把握しております今夏の水難事故につきましては、新聞報道等でもございましたが、8月10日に入田浜において、52歳男性が波にもまれ、意識不明。近くで遊泳中の男性に救助され、最終的に救急搬送、意識が回復されております。

また、8月18日に吉佐美大浜において、60歳男性、遊泳中に意識不明のところ、ライフセーバーに救出されました。事故原因は不明、搬送先の病院で死亡が確認されております。

続きまして、浜地内のアルコール販売についてでございます。

アルコールの販売や飲酒につきましては、浜地内での飲酒、販売のサービスを求める海水

浴客の声がある一方、飲酒が事故につながるということもございます。アルコールはクーラーボックスに入れて持ち込む人も少なくないため、実効性を考えて、各支部長とも協議をし、飲酒をしての遊泳について、注意喚起、これの徹底を図ることといたしました。

また、各海水浴場入り口におきましても、注意喚起の看板の設置をしております。ただし、国内でも浜地内での飲酒を禁止している海水浴場や、場所を決めて提供している海水浴場等もございますので、また海水浴場での飲酒につきましては、毎年夏期対の会議の中でも議題となっております。今後の海水浴場の在り方を検討する中で、各支部長や関係機関と協議を重ねてまいりたいと考えております。

続きまして、夏期対原田支部、SOMAのビーチバレーコート の貸出しについてでございます。

海水浴場に関する条例第6条の禁止行為におきましては、「何人とも海水浴場において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第11条の規定により、海水浴場の管理・委託を受けた公共的団体が、市長の許可を受けて、海水浴場の管理・運営のために行う場合は、この限りではない」と規定されており、この行為の中に営業行為が含まれてございます。

ビーチバレーコート の設置に関しましては、パラソルや浮き輪同様、海水浴客のニーズに応え、健全で魅力のある海水浴場とするための取組であり、管理・運営のために実施した取組であると認識しております。

また、ルールに関しましても、先ほど議員のお話の中でもございましたが、危険行為として、硬質なボールや用具を用いて周囲に危害を及ぼすおそれのある遊びをしてはならない、と規定されておりますが、ビーチバレーボールは硬質なボールには該当せず、さらに一定の保安距離を確保した上での設置であったことから、許可に至ったものでございます。

続きまして、吉佐美区の建物賃貸契約等についてでございます。

これにつきましては、下田市夏期海岸対策協議会吉佐美支部との賃貸借ではなく、吉佐美区と民間会社の契約であり、答弁する立場にないことから、差し控えさせていただきます。

私からは以上です。

○議長（中村 敦） 産業振興課長。

○産業振興課長（糸賀 浩） 私からは、健全かつ安全な海水浴場を実現するための提案の中の、板見港及び田牛港の浚渫した砂についての御質問にお答え申し上げます。

田牛漁港で浚渫した砂につきましては、隣接する田牛海岸に敷きならしをしております。

板見漁港で浚渫した砂につきましては、近年では、外浦海岸に敷きならしをしております。

たが、今年度につきましては、浚渫した砂が黒っぽい状況であったことから、区との協議の結果、残土として搬出をしております。

私からは以上です。

○議長（中村 敦） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（芹澤直人） 私からは、終戦80年の平和のための行事についてお答えをいたします。

今のところ、来年度における具体的な計画はございませんが、今般の議員の御意見について、これまで下田市で慰霊祭を主体的に執り行ってこられた下田市遺族会の方々と協議をするなどいたしまして、対応を考えてまいります。

私からは以上でございます。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（平井孝一） 私のほうからは、下田港河口の不法係留船の撤去について、お答えいたします。

下田港の沈廃船につきましては、港湾管理者である土木事務所、下田土木事務所はもとより、市においても重要な課題と捉え、6月定例会以降も情報共有を図り、県・市・海上保安部・警察・漁協等の関係機関などで構成する、賀茂地域水域利用推進調整会議において、対策を検討していくこととしております。

そうした中ではございますが、下田土木事務所におかれましては、6月定例会以降も、沈廃船について、引き続き自主撤去への指導を行っており、また、その他の放置船、6隻につきましては、6月定例会以降、所有者が変わっている船もあるため、その所有者の特定を進めつつ、特定されている所有者に対しては、粘り強く移設に向けた行政指導を行っていると伺っております。

今後の予定としましては、本年秋頃、10月か11月をめどに、賀茂地域水域利用推進調整会議を開催し、放置等の禁止区域の設定とともに、係留船に対するルールを明確化し、不法係留対策の一層の強化を図っていくと伺っております。

また、令和4年9月定例会における佐々木議員の沈廃処理船についての一般質問についてですが、2隻のうち1隻については、当時の所有者が、令和2年度になりますが、何度か引上げ作業を試したところ、クレーン釣りが失敗に終わり、令和4年10月に再度実施する、そういった予定を県から伺い、答弁したところでございます。ですが、その調整がつかず、現

在のところ、来年度以降、解体車による引上げ作業を行うというところを伺っております。

以上です。

○議長（中村 敦） 沢登議員、議長、とお願いします。

沢登議員。

○12番（沢登英信） それでは、1問ずつ、①の健全かつ安全な海水浴場を実現するための提案から、再質問をしてみたいと思います。

そういう意味では、やはりふだんやっている行政サービスの事務とは違ってですね、海水浴場には、それはライフセーバーであるとか、このボンズの人たちの、そういうことになれているですね、人たちを、今の条例の中ではやはり、その人たちを職員として雇うと、そういう姿勢が必要ではないかと思うわけです。課長さんや係長さんだけがですね、そういう対応がなかなかでき兼ねるとするのはそういうことで、ボンズを契約としたと思うわけです。で、しかしそれは委託という形の中では、職員ではございませんから、十分な指導・調査ができないと、こういう形になろうかと思えます。当然、この臨時の夏だけのことで、臨時の職員と市の職員ということになろうかと思えますが、ぜひともそういう体勢を取ってですね、課長さんや係長さんと一緒に、あるいは警察の方と一緒に提案したような措置ができないのかと。

そしてやはり、単にこのパトロールするということではなくて、違法な行為を許さないと、そういう行為をさせないという、こういう具体的な取組が必要だろうと思うんです。大変改善がされてきたという御報告で、その限りにおいては喜ばしいことですが、昨日の柏谷議員の質問の中でもですね、やはり柏谷議員の施設の一部がですね、燃やされるというような事件が起きていると、それは昨年が続いて同じような事態だと、そういうことを考えますと、そういう観点での事態、暴力団との事態は、私は何ら変わってないんじゃないのかなと。やはりきっちりしたボンズやリバイバルの会社の責任者がいるわけですから、浜の中で働いている人たちだけではなくて、そこにきっちりと交渉をしていくという、こういうことが必要ではないかと思えますが、具体的なこの指示書も、先ほどの報告ですと、またほとんど出されていないと。パトロールはしているけど指示書も出さないと。それで法的な措置もですね、警察に告訴もしていないと、こういう中で条例をですね、がおかしいだということ自身が、条例が定めていることをですね、当局がやっていない中で、条例がおかしいという、こういう議論というのはいただけないなって具合に思うわけです。

パトロール中の、失礼しました、浜地内でのこのアルコールの販売ですから、必ずしもこ

の浜地内でアルコールを飲んで全く駄目ですよってことを言っているわけではなくて、管理する側ですね、SOMAの方々が浜地の中でアルコールを売るなんていうのは、これはおかしいことではないかと。で、道の形の商店の人たちは、ビールや等々を売っている商店の人たちもあるわけですから、全く不法業者と同じような行為を、アルコールを売るという行為をですね、浜地の中で行うというのは、おかしいのではないかと、これはぜひともやめていただきたいと。で、今、海水浴場の健全化に向けて必要なことはですね、やはり浜地の中に日陰を求める、あるいはこの脱衣場をするというようなところがほとんどないわけですね。自分が知っていた職員だった頃の白浜にはですね、日陰を作るようなこの椰子の葉っぱで作ったような日陰がですね、夏場になると常設されて、数か所作られて、そういう日陰を提供すると。あるいは海の家として、脱衣場を提供すると。そういうものが行われずですね、先ほど見せた写真にありますように、テイクアウトの売店のみですね、そういうこの海水浴に来た人たちへの日陰を提供するとか、脱衣をするところを提供する、あるいはシャワーを提供するというような施設に心を馳せないでですね、有料のこのビーチバレーボールコートを貸し出せばいいんだと、海水浴客が少なくなったからと、こういう事情があるかと思うんですが、ぜひともこのビーチバレーボールコートはですね、現在の海水浴条例に照らしましても、これ違法だってことは、私は明らかだと思うんです。有料でそういうものを貸し出すと、それはボールそのものは軟らかくて心配ないかもしれませんが、ネットを張るためのポールは鉄の通るポールを使っていると、こういうことになればですね、海の中で例のスタンドオフっていうんですか、パネルは、オールは危ないので、そういうものは海で使ってはいけませんよと、こういう規定をですね、していると思うわけです。むしろそういう方向に照らして、ビーチバレーボールのコートをですね、どうするっていうのは・・・で、それは不法業者が使っているところにそういうことをやったということにつきましてはですね、やはりこの浜地の中をどのように利用させるかということの考え方をすべきだろうと思うんです。全ての浜、どこでも、この例えばパラソルを張っていいですよというような、そういう考え方っていうのはですね、むしろおかしいんじゃないかと、この地区の部分はパラソル張っていいですよ、この地区はサーフィンをやっていい海辺ですよと、そういうですね、区分をして、より安全健全なですね、海水浴場を提供していくということが、私は必要ではないかと思いますが、そういう点はどのように、このコロナの中で、大変、どういう具合に、コロナを防ぐかっていうようなことでのですね、お客さんが数が多ければいいんだっていうことではなくて、健全安全な海水浴場をどう作るかという工夫をしてきたわけですか

ら、ぜひともそういう議論、そういう立場からの議論が私は必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中村 敦） 観光交流課長。

○観光交流課長（田中秀志） では、幾つか御質問をいただきましたので、順次お答えいたします。

まずライフセーバー、また特殊警備のボンズさん、ボンズですね、が職員として活動ができるような形に、ということでございます。

現在ですね、委託業務という形で業務に当たっていただいております、当然、市の職員として、臨時職員として、夏期の中の会計年度任用職員ですか、そういった形としての雇用が可能かどうかということもございしますが、ただライフセーバーの方につきましては、学生の子たちが大半を占めるという状況もございしますし、また職員とすることが是か非かというところの議論もですね、まだしっかりとしていく必要があるのかなというふうには思っております。

また、現状のですね、委託業務という体制の中でも、先ほどもお伝えしましたが、着実にですね、効果は上がっております、ルールの徹底、また、条例に違反している事業者に対する声かけ、注意、そういったところも行っておりますので、そういったところでさらに成果を上げていきたいなというふうに考えているところでございます。

続きまして、浜地内ですね、条例違反行為をそもそもさせないための取組というところでございます。

現状の条例の中でですね、職員をもって注意する、先ほどのボンズさんの警備の関係とも関連しますが、職員をもって中止の指示をするという形となっております。そういったところで職員が、今回につきましてもですね、夏の間、かなりの時間を費やして、現地で条例に違反する事業者が営業している周辺ですね、注意をしたり、実際そういった行為があれば指導したりという形でやっております。

指示書を今回しなかったというふうに申し上げましたが、指示書の提出につきましては、昨年からもお話がございしますが、指示書を渡そうとすると逃げていたり、またその指示書を発出するときに、その対象者の身分を証明する書類ですとか、そういったものを確認したり、写真を撮ったりという作業が必要ですよという警察からの指導がございました。で、それが実現しない状況の中で、今回、個別指導という形で、その現場で直接本人に指導をして、指示書は出してございませんが、夏期海岸対策協議会からのお知らせということで、この条



例のですね、趣旨を、しっかりとその本人に説明する、また話を聞かないようであれば、その文書を持ってですね、こういったものでございますが、お知らせという形で、本人に手渡すといった対応をしてございます。

続きまして、アルコール販売についてでございます。

アルコールにつきましては、先ほど答弁の中でも申し上げましたが、支部等とも含めまして、いろいろ協議を続けているところでございます。現状、原田支部、また外浦支部のほうで浜地内でアルコール類の販売をしております、浜地外では須崎支部などが販売をしているところでございます。

浜地内での販売のサービスを求める声がある一方、やはり事故等につながるという、先ほどの答弁でもさせていただきましたが、そういった中で支部長会議でもいろいろ議論を進めているところでございます。その管理者である支部が販売する必要がないのでは、ということでもございますが、その他のですね、浮き輪、パラソル等のレンタルをやって、その収入をですね、海水浴場の管理・運営に役立てているというところもございます。そういったところの収入の使途の部分でも適正というふうには考えておりまして、ただそのアルコールを販売する是非ということにつきましては、継続してこれからも検討を続けてまいります。

あと、お越しいただいた方ですね、日陰、また更衣室、そういったところがない状況の中で、売店については日陰があるよと、そういったところでございます。

先ほど議員おっしゃったとおり、確かに白浜大浜におきましては、昔、ヤシの木を模したような日影がありまして、伊豆白浜観光協会のほうからもですね、過去、日陰になるようなところが欲しいねっていうお話はいただいたこともございます。

そういった意味で、各支部と、またそういった日陰、また更衣室等のですね、設置について、設置ができるかどうかの可能性も含めまして、反省会等で協議をしております。

バレーコートについてでございます。

バレーコートについては、条例上、違法であるという御指摘でございますが、また、有料でやること、またコートの柱が硬いものであるということ、御指摘、今、いただきましたが、そうですね、今回、そのバレーコートの設置につきまして、利便性の向上、また、先ほど議員がおっしゃったような、過去、条例に違反する事業者が、パラソル等を事前に配置して、後で人が来るんだよみたいな、そういったやり取りの中で撤去できない状況があった場所でもございましたので、その場所にバレーコートを設置するということは、効果があると思います。

また、今回の浜の入り込み状況等を見ましても、周辺、十分なスペースがある中で、その場所にビーチバレーのコートを設置して、条例違反の営業行為を抑止する、また、「砂あそび一ち」というイベントの中で、かなり利用者の中で人気あったという中で、海水浴離れが進んでいる状況の中で、海水浴とは別の下田の海に来ていただくメリットっていうようなところを、また付加価値みたいなものをつけていく必要が今後あるのかなというところも考えておる中で、そういったところの、取りあえずトライアルというか、試しの一つとしてですね、これは観光交流課としては条例に違反した行為ではないというふうに判断をさせていただきますし、効果があるというふうに判断して実施したものでございます。

ただ、今回のこの白浜大浜原田支部の取組を、反省会等でまた支部長の皆様に御意見等を伺いながら、今後の取組に生かしてまいりたいというふうに考えております。

すみません、私からは以上です。

○議長（中村 敦） 沢登議員。

○12番（沢登英信） 御答弁が私の意図と相対立してですね、合致することができなくて残念であります。

しかし、この指示書を出すということは、副市長がですね、担当したときには、もう50枚も指示書を出したと、それで頑張ってきたと。しかし告訴をするというような形に至らないので、解決の道筋ができなかったと、こういう場合に、答弁いただいたという、本人がですね、受けるときの質問で、そういう話を聞いたと僕自身は思っているんですけど、指示書を出すということは、当然、どこの誰だということ特定をするということになりますので、それができなければ写真を撮るなりなんなりして、人物を特定しなければならないと、責任を明確にしていくという作業が必要になってくるわけですので、それは出さなくていいのではなくて、警告書なり指示書をきっちり出すと、こういう努力を重ねていただきたいという具合に要望しておきたいと思います、最低ですね。

そしてやはり、ボンズですね、委託事業ではなくて、やはり職員として、そういうこの監視の仕事がですね、夏場あるんだと、取りあえずは臨時の職員になるかもしれないけども、そういう体制の中で、市の課長さんや係長さんと、ボンズの人たち、あるいは警察の人たちとコンビを組んで、一定のですね、浜地の警備に当たると、こういうことが必要でですね、ぜひとも浜地の中にそういうものを持ち込ませない、営業してる場合には、その周りを囲んでですね、営業させないというようなことができるわけですから、それらのことを何らしなくてですね、ただパトロールしているというだけでは、パトロールの意味が全くないという

ことに、私はなってしまうんじゃないかという、こういう懸念をするわけであります。

それから吉佐美のですね、夏期対の支部の現状については、それは吉佐美のことであって、市の関わることではないと、こういう御答弁でございしますが、問題はそういう契約のことを問題に内容にしましてですね、区長さんが選任がされないと、あるいはこの5年度の決算書、あるいは6年度の区の決算書がですね、可決がされないと、認められないと、総代会の中で。そうしますと、行政区としての吉佐美区と下田市の関係はどういう具合にしていくなかという、こういう問題が差し迫った課題として出てくるわけで、これは吉佐美区のことですから知りませんよということには、私はならないんだろと思うんです。というのは、具体的に言えばですね、役所からの配布物もそれぞれの組のところまでですね、吉佐美区ではなくて、それぞれの吉佐美区の11組とか10組というところまで届けていくなかというような、こういう課題がすぐさま出てくる内容を持っているわけですので、どういうわけでこういう問題が起きて、どうしたら解決ができるのかと、法的な措置が、当然、必要になってくる課題でございしますので、一定の援助をするなりですね、市長自身、当局が関心を寄せていただくということが必要であろうかと思いますが、どのような見解、所見を持っているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之） 吉佐美区につきましては、行政区ということで、地域の住民の方が自発的、自主的に作られた組織というふうに認識をしておりますので、市が区に対して指示とかですね、指導するという立場ではないという関係性と心得ています。

ただ、当然ながら、行政協力というような形で、区のほうには様々な市の事務とか事業をお願いしているというところもございしますので、当然ながら区のほうから御相談をいただければですね、できる範囲での対応というか、御相談に乗るというところがございしますが、そこに市が指導というような形で入る関係性ではないという中で、必要であれば、市としても入っていききたいと、相談に乗るという形でいききたいと思っております。

以上です。

〔発言するものあり〕

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之） 前の区長さんとかからでもですね、状況等については、お話をいただいているところもございしますし、報道等での状況についても把握をしているところもございしますが、現時点におきまして、まだ区のほうから正式な形で、というものはございません

ので、まずは地元の住民の方で解決をしていただくということを、まず優先させていただいて、それに応じて、よってといたしますか、経過の中でですね、市としてできることがあれば関与していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村 敦） 暫時休憩します。

午後 1 時37分休憩

---

午後 1 時38分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開します。

沢登議員。

○12番（沢登英信） それでは、次の議題に移りたいと思います。

板見港の浚渫、あるいは白浜、あるいは田牛港の浚渫についてでございますが、今年度については板見港の砂浜が黒くなっていたので、須崎の処分場に持っていったと、こういうことでございますが、今、白浜にしましても、あるいは吉佐美、入田、それぞれの浜にしましても、浜の浸食ということが起きている実態になっております。自然環境は変わっていくという、こういう中で、恐らく田牛港、あるいは板見港に入ってきた砂はですね、近隣の海水浴場から入ってきた、あるいは遠くのその先から入ってきたという、こういうことがどういう形で砂浜に入ってくるのか、来たのかということは調べる必要があると思うわけです。そしてそれは、やはり自然を保全をするという形では、元あったところ、あるいはその海水浴場に戻すということを、従来はやってきたと思うわけです。

田牛の砂は、田牛に戻す、あるいは吉佐美に戻すと、白浜の、板見の砂は、外浦の海水浴場に戻すと、こういうことが必要だろうと思うわけです。で、それが何で黒いから、この須崎の産廃、外浦でしたっけ、須崎の産廃場に、あそこの最終処分場に処理するということは、私は今後やらないでいただきたいと、ぜひともこの自然の海水浴場を維持するという意味では、近隣のこの海にですね、ちゃんとした調査をしてですね、ここに置くのが一番妥当だということなところを決めてですね、そこに置いていくという、こういうことが必要だろうと思うんです。そういう考え方はどうかということが一点でございます。

で、かつてニーズがあったからということで、白浜大浜でビーチボール大会の全国大会って言ったらいいんでしょうか、世界大会、そういう大会を持たれたと思うんですけど、そのときは、グラウンドのようにですね、平地を作るためにブルドーザーで大きく砂を動かして

ですね、浜地に平地を作って、ビーチバレーのグラウンドとして使うということがやられたと思うんです。そのことはもう浜の現状をですね、大変壊してしまうという結果に、私はなってしまうのではないかと。しかも浜地に泥が入ってくるということは、この白い砂がですね、茶色っぽくなってしまいうという、こういうことをですね、もたらしているのではないかと思うわけです。

そういう意味では、この海岸の浸食にどう対処するのかということが、現在、大きな課題の、私は一つになってるのではないかと思うわけです。

海水浴場あるいは海岸の縁を公園としてですね、ベンチを置いて利用させるんだと。公園化計画が必要だということを述べた議員がおられますけど、私はとんでもないことだと思うんです。

例えば、入田地区に、私、長くいたことがあるものですから、2017年当時にはですね、やはり公園としてそこを使おうというような形でですね、全く許可も得ずに、その近所の人が草木を切ってですね、ベンチを置くと。その結果ですね、2019年の10月の台風が2度ほど来ました。大きな津波が、波が来まして、吉佐美区が駐車場にしていたところを、全部のところを持っていかれて、なかなか危険になって、道路のほうまでそれが押し寄せそうだとということで、区はそれを整備するお金がないと、市のほうもそのお金がないと、その道は区が整備した道ですので。で、結果としてですね、この黒い土のう、大きな土のうを置いて、仮設の擁壁を作ってですね、そこは駐車場にしないで自然に戻そうということで、ロープを張るという、こういう措置になっているわけですが、かつて駐車場でしていたものですから、そこに新たなピザ屋さん等ができますと、自分のプライベートビーチとしてそこを利用すると、テーブルを出してそこでお客さんを迎えるだとかですね、車の貸し場にそこを使うだとかということになってきまして、私はやはりそういう意味での海岸と道の接しているところについては、公園ではなくて、緑のグリーン地帯で、人が入らない、人に入らせない場所が、そういう地帯が必要だと思うんです。で、浜に入るためには人が通るだけの道をですね、提供するというような、そういう措置が必要だと思うんですけども、この・・・からちゃんと費用を出して、公園として利用できるようにしろという、こういう考え方っていうのは、利益を上げればいいんだってことではなくて、海水浴場を健全で安全なものとして持続していくという形のためには、どう保全をしていくのかと、保全緑地帯が必要だと、人が入らないところが必要だと私は考えるわけなんですけども、市当局はどのようにお考えになっているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中村 敦） 産業振興課長。

○産業振興課長（糸賀 浩） 昨日の岡崎議員の一般質問での答弁でもお話しさせていただきましたが、今、沢登議員御指摘の箇所については、当時、地元からの要望に基づいて、現在、鉄くぎ、ロープという形で対応をしているところでございます。

で、今後につきましても、昨日の答弁と繰り返しとなりますけれども、過去の経緯、そういうところも見て、また、地元等とも協議をしながら対応を検討していくということでございます。

それから、あとその前にお話ありました、浜の漁港の浚渫した砂でございます。こちらのほうにつきましては、今年度については、その砂が黒っぽかったということで、地元区とも協議をしたところでございますが、その後の夏の海水浴場の開設も控えておりました、今年度についてはというお話がありまして、承諾が得られなかったというところもあり、そういったような処分となったものでございます。

海岸の保全等についても、今後また全体でですね、関係機関とも協議しながら対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村 敦） 沢登議員。

○12番（沢登英信） よろしく申し上げます。

実はですね、南伊豆町にはウミガメ条例というのがあってですね、ウミガメの保護をしているわけです。白浜についても、入田や大浜につきましても、ウミガメが産卵に来る5月から7月ぐらいにかけてですね、来る場所であります。ところがその前にですね、ピザ屋さんが、あるいはスタンドバーの方がですね、浜地で夜、こうこうと電気を、9時なり10時までつけていると、こういう状態になりますと、ウミガメはとても産卵に来ないという、こういう実態になってこようかと思えます。

したがって、安全で健全な海水浴場の維持のためにはですね、その地域の生活環境や自然環境をどう守るかということが、合わさってきているんじゃないかと思うわけです。ただ利益のためにお店を開いて、夜遅くまで商売をしていいんだと、こういう論理でいきますと、これらの自然はどんどん壊されていってしまっていて、元に戻ることはない、こういう心配をせざるを得ないような現状が、私は起きていると思うわけです。で、そういう観点から、ぜひともこの白浜地区の生活環境、あるいはこの自然環境を含めた南伊豆のウミガメ条例等を含めてですね、研究をしていただいて、環境を守る条例をですね、海水浴場と合わせてです

ね、実現をしていただきたいと考えているところですが、当局の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（中村 敦） 観光交流課長。

○観光交流課長（田中秀志） 周辺の環境等のことでございます。観光交流課におきましては、下田市健全観光都市形成プロジェクトというのを設置いたしまして、海水浴場内だけではなく、周辺の環境といったところの対策も、横断的に連携していくという意味合いで設置してございます。

その中では、当然、海水浴場及びその周辺地区ということの課題の解決に向けてということですので、環境のこと、また、子供たちのこと、住民の生活のこと、そういったところも含めて、横断的に検討をしてございます。

そういった中でもですね、ちょっと今、議員の御提案のあった事項につきまして、検討をする議題として取り上げてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村 敦） 沢登議員。

○12番（沢登英信） よろしく願いいたします。

それでは、次に、教育現場の雇用の実態と平和教育についてに移りたいと思いますが、今日の学校教職員のですね、長時間勤務と教員不足ということが、先ほど、下田においては担任の先生も全部配置されているということですので、大変よろしいかと思うんですけども、何よりも教員として、子供たちの教育にやりがいを感じてですね、教員となろうという人たちが、今日の長時間労働という形の中で、病気になったりですね、途中で定年退職を前に去るというような方々も聞いているわけです。

で、長時間労働をどうこの公教育において、解決をしていくかということが、今、差し迫った課題の一つで、文科省もそういう観点からの一定の方針は出しているかと思いますが、私はまだまだ不十分ではないかと思うわけです。

そしてその一つは、やはり学校、クラス数に応じて先生を決めるという、こういう形ではなくて、学校の業務に従って、先生の数やそれぞれの学校職員の数を決めていくという、こういう観点が必要だろうと思うわけです。

そういう意味では、下田市が特別の先生を雇うために、あるいはカウンセラーを雇うために支出しているっていうことは承知していないところではないんですが、やはり学校の業務は学習指導や学習・学力調査、教科書は、今日の議題になっていたG I G Aスクールだとか、

生徒指導、いじめ・不登校、障害者、あるいは保健・体育、養護、食に関する業務とか安全危機管理、生活安全、交通安全からですね、災害安全と、いろいろな部門に、性暴力問題や外国語教育、あるいは空調やトイレや施設のことまで含めてですね、今日も言われたインターネットの教える先生がなかなかないよというようなことから、大変なこの膨大な業務を先生方がこなされているという実態になっていようかと思うわけです。

そういう中で、やはり長時間労働のこの調査書等を見ますと、年間、週に80時間以上ですね、月に80時間以上の超勤がするというのが一つ、過労死の一つの線引きだという、こういうことが言われているわけですが、この80時間の線引き以上ですね、96時間とか100時間とかの超勤をしている、超勤と言いましても、学校に在職している時間という、こういう形なのですが、14%とか16%とかですね、の先生方がこういう長時間労働をしていると。で、平均しても1日に3時間以上の超勤をですね、していると。11時間から12時間、学校の職場に先生方はいらっしゃるとい、こういうことが、下田の例でなくて恐縮ですけども、全国の文部科学省の勤務の調査書を見ますと、そういう数字がですね、羅列、出てくるという、こういう実態になっているのかと思うわけです。

そうしますと田舎ですので、少人数学級がですね、実現しやすいという状況の中で、やはり教職員の数をですね、きっちりとどう確保するかということが大きな課題になってこようかと思うんです。で、それは残念ながら、保育職場におきましても、保母さんになる人がなくて、再雇用をせざるを得ないというような現状がですね、出てきていようかと思しますので、そういう意味での状況改善のためにですね、下田市の教育委員会、あるいは賀茂地区の先生方で、取り組むべき課題というのは、どの辺にあるのかと、どうお考えになっているのかということをお尋ねをしたいと思います。

○議長（中村 敦） 教育長。

○教育長（山田貞己） 学校現場のことに対して、いろいろ御心配をいただいて、本当にありがたい次第ですけども、今やっぱり教職員が足りないということで、全国的に話題にはなっているのも誰もが御存じのことかと思えます。それと、長時間勤務につきましても、先ほども沢登議員おっしゃいましたけれども、文科省の調査では、45時間超が小学校で64.5%、中学校で77.1%と。8時間超が14.2%、36.6%、そういうような数字も具体的に出されて、学校現場の大変さというのが言われているわけです。

魅力的なやはり学校現場、学校でなければ先生方も集まりませんし、先生になりたいなど、今日、たまたま後ろに高校生が来てくださっていますが、この中から先生っていいなど、そ



うというような学校作りを目指しているわけでございます。

当然、沢登議員が御心配くださった、今、挙げられた数々のことについては、長年の間、教職員のほうでも、校長会を主体として、県のほうに、国のほうに要望を出し続けています。

先日、教職調整手当の数字が4%から10%、さらには13%というふうな文科省からのお話がありましたけれども、あれについても、50年来の教職員の念願がやっと動き出したと、ただあの数字が出たことで、教職員が長時間がなくなるかと、皆無になるかという、決してそうとは私も思わなくて、そういう数字はもちろん大事かもしれません。給与も大事かもしれませんが、その前に魅力的な学校作りをしていくということが根幹にあらうかと思えます。

下田市の校長会も賀茂地区の校長会を通じて、県の校長会に毎年、要望を出し続けています。県の教育委員会に出しております、先日8月29日、30日には、県の教育長に現場の声を届ける会というのがありまして、現場の教職員の声を校長先生方が吸い上げて、それを直接、県の教育長のほうに伝えるという、県教委が立ち会ってですね、そういう会も毎年設けております。

その中には処遇の改善ですとか、教職員定数の改善、部活動の、先ほども話題になりました地域移行のことの諸条件の整備ですとか、そういったもろもろのことについてを要望し続けてきておりますが、ここにきて少しずつ、先ほどの給与の件もそうですけれども、先生方を何とか助けようとか、あるいは魅力ある学校にしようとか、そういうような動きが出てきていることが大変、やっぱりこちらにとっても心強いわけです、これからもそういうことに全力で尽力してまいりたいと、そんなふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 沢登議員。

○12番（沢登英信） ありがとうございます。そうは言ってもですね、調べれば調べるほど、実態が厳しいって言いますか、で、先ほど言いました調整金ですか、教職員調整金4%が10%ということのようですけども、大体平均して60時間ですね、時間外を月にしているという、こういう状態の、平均してですから、先ほど言いましたように、それより多くの、100時間近くの時間外をしている人もいらっしゃるということの中で、4%というのは、僅か、超勤は0.25倍をしてきますので、給与の、あるいは1.5倍するというようなことがありますので、やはりそれは15分程度だと、60時間の残業時間をしてですね、4%を、何時間の超勤に値するかという具合に計算をすると、15分だと。13%にしても、僅か45分か50分程度

のもんだと。60時間のうちの1時間分しか保障がされていないんだと。で、学校の先生方に超過勤務手当が支給されていないという、この制度自身がむしろ問題ではないかということが、今、議論にされていようかと思うわけです。

ぜひとも下田市の教育委員会や賀茂の教育委員会においてもですね、教職における時間外をきっちりと支給をします。そしてこの長時間労働を解消をしていくという、こういう思想をより一層明確にはしていただきたいと思います。

それから、何よりも来年は終戦80年、被爆80年にもなりますし、やはり戦争をやめさせると、あるいは平和をどう実現していくかということがですね、平和都市宣言をしている下田市でもございますし、ただ慰霊祭を80周年にやればいいというようなことではなくてですね、市を挙げた、やはり平和のための、そういう意味では、主権者教育といいますか、平和憲法に基づいてですね、主権者というのは、国民であると。決して政府ではないと。政府の過ちによって再び戦争の戦火をですね、受けるようなことはあってはいけないという、こういう不戦の誓いを含めたですね、下田が戦争当時どうであったのか、それぞれの本には、川端通りがどういう空襲を受けたとか、あるいは須崎半島や今の水族館があるですね、海中水族館のあるところに洞穴がありますけども、それらが戦時中のやはり海龍や、そういう特攻隊や「まるゆ」の潜水艦輸送船のですね、・・・の狼煙崎で爆撃を受けて沈没をしていると、そういう事実をきっちりと下田の生徒に伝える、下田の人たちに伝えるという、そして再び戦争を起こさせないという、そういう教育がですね、私は求められていると思うわけです。

特に、ガザ地区やイスラエルにおけることやですね、先ほど市長のほうから中国や北朝鮮における軍事の強化、軍事の強化ではなくて、どう平和の域、エネルギーをですね、広げていくかという教育の力というのは大変なものがあると思いますので、ぜひともそういう平和教育を、この80年に向けて、行事や教育のプログラムを具体的にしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中村 敦） 教育長。

○教育長（山田貞己） 平和ということの捉え方をどうするかということが、まず先に立つのかなとは思いますが。沢登議員がおっしゃる平和とはどういうことかなっていうことをいろいろ思い巡らすわけですが、学校現場では、先ほど申し上げたとおりなんです。確かにそのウクライナの件ですとか、戦争のことについて、特別それを取り上げて、子供たちにその悲惨さとか、そういうのを伝えるというのは、とても大事なことだと思います。

ただ、学校現場というのは、それだけが平和ではなくて、人を大切にするとか、人を思い

やるとか、人と仲よくする、家族の平和もあれば、地域の平和もあるし、様々な平和が、切り口があるわけなんですね。そういったところを日常的にやっていくというのが、学校現場であって、それが最終的に、例えばどこかで戦争が起こったら、それはいけないことだねとか、そんな命を粗末にはいけないとか、そういうことにつながっていくこと、というふうに捉えております。

沢登議員がおっしゃることは、決して間違いではないと思うんですが、先ほど申し上げたとおり、例えば、下田市内で空襲が起きたときの現状を語ってくださったボランティアの方もいらっしゃいましたので、そういうことについては、学校としても大歓迎ですし、戦争の悲惨さっていうところは、そここのところで伝えられますし、ですので、学校としては、教育現場としてはそういう考え方であるということをお理解願いたいと、そういうふうに思います。

以上です。

○市長（松木正一郎） ちょっと補足します。残念ながら議員御承知のとおり、戦争という行為は、国家間の話し合いによって解決に至らない場合、やむを得ない行為として、法的には認められている行為ですよね。で、実際に、今、世界の各地で戦争が行われていると。こうしたことに対して日本人の一般的な通念として、戦争は恐ろしい、戦争は悲惨だ、あのようなことは二度とあってはならないといったメッセージがよく聞かれるんです。

8月15日に近づくと必ずそういうメッセージが出ます。ただ、残念ながらこのメッセージは、勝者のほうに届かない、敗者の論理なので、だから私たちは、戦争は悲惨だからっていうことだけでなく、戦争とは一体どういうものなんだっていうことをしっかりと議論すべきだと、私は思っているんですよ。それが先ほど申し上げた、グローバルCITYの教育の一つでございます。グローバルなテーマとしては、海なんかを中心とする環境問題と、それから人と人が殺し合ってしまうという戦争と、文化の違い、あるいは宗教の違いによってなされるあつれき、引き起こされるあつれき、その最も残念な現象である戦争について、子供たちがちゃんと考える、そういった機会を設けたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 沢登議員。

○12番（沢登英信） 教育長にお尋ねしましたが、教育長だけではなくて、この80年をですね、どう下田市として迎えるのかと、こういう問題提起をさせていただいているところでございます。

例えば、この「ショック・ドクトリン」ナオミ・クラインという人のですね、カナダの人の書籍を読んだ方もあろうかと思うんですけども、やはり新たなこの資本主義の中でですね、なぜ戦争が起こるのかと、それらはそれぞれの死の商人であるとかですね、こういう経済の仕組みの中で、利益のために戦争が起こっていると、こういうことをですね、きっちりと教えていくと、で、そういうことはあってはならないと、人間性をどう強化していくのかという、平和をどう守るのかと、このことが私は必要ではないかと思うんです。そしてそういう意味では、平成21年に行われました平和都市宣言は、核兵器をどうなくしていくのかと、人類と共存できない核兵器をどうなくしていくのかということが一つの課題になっていようかと思うわけです。

○議長（中村 敦） 沢登議員、終わりましたよ。

○12番（沢登英信） そういう形で、ぜひとも80年を迎えてですね、そういう観点の。

〔発言するものあり〕

○議長（中村 敦） 沢登議員、終わります。

これをもって、12番 沢登英信議員の一般質問を終わります。